

明治大学学位規程

昭和33年3月28日制定

昭和33年規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、明治大学（以下「本大学」という。）が授与する学位に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本大学が授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位及び専攻分野は、次のとおりとする。

| | |
|---------------------------|------------------|
| 法 学 部 | 学士（法学） |
| 商 学 部 | 学士（商学） |
| 政 治 経 済 学 部 | |
| 政 治 学 科 | 学士（政治学） |
| 経 済 学 科 | 学士（経済学） |
| 地 域 行 政 学 科 | 学士（地域行政学） |
| 文 学 部 | 学士（文学） |
| 理 工 学 部 | |
| 電 気 電 子 生 命 学 科 | 学士（工学） |
| 機 械 工 学 科 | 学士（工学） |
| 機 械 情 報 工 学 科 | 学士（工学） |
| 建 築 学 科 | 学士（工学） |
| 応 用 化 学 科 | 学士（工学） |
| 情 報 科 学 科 | 学士（理学） |
| 数 学 科 | 学士（理学） |
| 物 理 学 科 | 学士（理学） |
| 農 学 部 | 学士（農学） |
| 経 営 学 部 | 学士（経営学） |
| 情 報 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 学 部 | 学士（情報コミュニケーション学） |
| 国 際 日 本 学 部 | 学士（国際日本学） |
| 総 合 数 理 学 部 | |
| 現 象 数 理 学 科 | 学士（理学） |
| 先 端 メ デ ィ ア サ イ エ ン ス 学 科 | 学士（理学） |
| ネ ッ ト ワ ー ク デ ザ イン 学 科 | 学士（工学） |

3 修士及び博士の学位並びに専攻分野は、次のとおりとする。

| | |
|-----------------|-------------|
| 法 学 研 究 科 | 修士 (法学) |
| | 博士 (法学) |
| 商 学 研 究 科 | 修士 (商学) |
| | 博士 (商学) |
| 政治経済学研究科 | |
| 政 治 学 専 攻 | 修士 (政治学) |
| | 博士 (政治学) |
| 経 済 学 専 攻 | 修士 (経済学) |
| | 博士 (経済学) |
| 経 営 学 研 究 科 | 修士 (経営学) |
| | 博士 (経営学) |
| 文 学 研 究 科 | |
| 日 本 文 学 専 攻 | 修士 (文学) |
| | 博士 (文学) |
| 英 文 学 専 攻 | 修士 (文学) |
| | 博士 (文学) |
| 仏 文 学 専 攻 | 修士 (文学) |
| | 博士 (文学) |
| 独 文 学 専 攻 | 修士 (文学) |
| | 博士 (文学) |
| 演 劇 学 専 攻 | 修士 (文学) |
| | 博士 (文学) |
| 文 芸 メ デ ィ ア 専 攻 | 修士 (文学) |
| 史 学 専 攻 | 修士 (史学) |
| | 博士 (史学) |
| 地 理 学 専 攻 | 修士 (地理学) |
| | 博士 (地理学) |
| 臨 床 人 間 学 専 攻 | 修士 (人間学) |
| | 博士 (人間学) |
| 理 工 学 研 究 科 | |
| 電 気 工 学 専 攻 | 修士 (工学又は学術) |
| | 博士 (工学又は学術) |
| 機 械 工 学 専 攻 | 修士 (工学又は学術) |
| | 博士 (工学又は学術) |

| | |
|----------------|--------------------------------------|
| 建築・都市学専攻 | 修士（工学，建築学又は学術） 博士（工学，建築学又は学術） |
| 応用化学専攻 | 修士（工学又は学術） 博士（工学又は学術） |
| 情報科学専攻 | 修士（工学，理学又は学術） 博士（工学，理学又は学術） |
| 数学専攻 | 修士（理学又は学術） 博士（理学又は学術） |
| 物理学専攻 | 修士（理学又は学術） 博士（理学又は学術） |
| 農学研究科 | 修士（農学） 博士（農学） |
| 情報コミュニケーション研究科 | 修士（情報コミュニケーション学） 博士（情報コミュニケーション学） |
| 教養デザイン研究科 | 修士（学術） 博士（学術） |
| 先端数理科学研究科 | |
| 現象数理学専攻 | 修士（数理科学又は統計科学） 博士（数理科学又は統計科学） |
| 先端メディアサイエンス専攻 | 修士（工学，理学又は数理科学） 博士（工学，理学又は数理科学） |
| ネットワークデザイン専攻 | 修士（工学又は理学） 博士（工学又は理学） |
| 国際日本学研究科 | 修士（国際日本学） 博士（国際日本学） |
| グローバル・ガバナンス研究科 | 博士（グローバル・ガバナンス学） |

4 専門職学位は，次のとおりとする。

| | |
|---------------|-------------|
| ガバナンス研究科 | 公共政策修士（専門職） |
| グローバル・ビジネス研究科 | 経営管理修士（専門職） |
| 会計専門職研究科 | 会計修士（専門職） |
| 法務研究科 | 法務博士（専門職） |

5 学位には，前3項に定める専攻分野を付記するものとする。

（学士の学位授与の要件）

第2条の2 学士の学位は，本大学の学部において所定の在学期間を満たし，所定の授業科目を履修し，かつ，所定数の単位を修得し，卒業した者に授

与するものとする。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、明治大学大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程又は博士前期課程において所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位は、本大学院の博士後期課程において所定の在学期間を満たし、かつ、各研究科の定める必要な研究指導等を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。

2 博士の学位は、前項に定めるもののほか、本大学院の博士後期課程を経ないで論文を提出し、博士の学位を請求した者で、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、前項の規定により学位を授与される者と同等以上の学力を有すると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与することができる。

(専門職学位の授与の要件)

第4条の2 専門職学位は、本大学専門職大学院の専門職学位課程において所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修得し、修了した者に授与するものとする。ただし、論文等の審査の合格を修了要件として定めている研究科においては、所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修得し、かつ、論文等の審査に合格した者に授与するものとする。

2 前項ただし書の規定による論文等の審査及び合否の決定は、当該研究科教授会の定める方法によるものとする。

(在学者の論文提出)

第5条 第3条又は第4条第1項の規定による学位を請求しようとする者は、所定の学位請求書とともに、学位論文及び論文の要旨を、専攻主任を通じて、当該研究科委員会に提出するものとする。

2 前項の論文は、当該課程の在学年限内に限り、提出することができる。

(課程を経ない者等の論文提出)

第6条 第4条第2項の規定による学位を請求しようとする者は、所定の学位請求書に試問を受けようとする外国語の種類を記載し、学位論文、論文の要旨、履歴書、業績書とともに審査手数料を添え、審査を受けようとする研究科を指定して、学長に提出しなければならない。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学して退学した者が再入学しない

で博士の学位を請求する場合は、前項の規定を準用する。

3 第1項又は前項の規定により提出する論文には、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

(論文の受理)

第7条 前条の規定により提出された学位論文の受理は、当該研究科委員会が決定する。

2 いったん受理した学位論文及び審査手数料は、返還しない。

(在学者の論文審査)

第8条 学位論文の審査は、当該研究科委員会が選定する審査委員(以下「審査委員」という。)が行う。

2 前項の審査委員には、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上を加えなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、審査のため必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることができる。

(課程を経ない者等の論文審査)

第9条 第6条第1項又は第2項の規定により学位を請求した者に係る学位論文の審査及び学力の確認は、審査委員が行う。

2 前項の審査委員には、当該論文に関連ある科目の担当教員のうちから、主査1名のほか、副査2名以上を加えなければならない。

3 前項の審査委員の選定については、前条第3項の規定を準用する。

(最終試験)

第10条 第3条及び第4条第1項に定める学位に関する最終試験は、審査委員が学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法によって行うものとする。

(学力の確認)

第11条 第4条第2項に定める学力の確認は、審査委員が学位論文を中心として広く関連科目にわたって、試問の方法によって行うものとする。

2 前項の試問は、口頭試問又は筆答試問とする。

3 外国語に関する試問は、原則として2種類について行うものとする。

(学力確認の免除)

第12条 第6条第2項の規定により学位を請求する者が退学後5年以内に学位論文を提出したときは、学力の確認のための試問は、免除すること

がある。

(審査期間)

第13条 博士の学位論文の審査試験及び試問は、当該学位論文の提出の日から1年以内に終了しなければならない。ただし、特別な事由があるときは、当該研究科委員会の議を経て、1年以内に限り、延長することができる。

(修士論文の審査基準)

第14条 修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を示すと認められるものでなければならない。

(博士論文の審査基準)

第15条 博士の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものでなければならない。

(審査の報告)

第16条 審査委員は、論文の審査、最終試験又は学力の確認を終了したときは、審査及び論文の評価に関する意見を記載した審査報告書を、遅滞なく、当該研究科委員会に提出しなければならない。

2 審査委員は、論文審査の結果、その内容が著しく不適格と認められたときは、最終試験又は学力の確認を行わないことができる。この場合には、審査委員は、前項の規定にかかわらず、審査報告書に、評価に関する意見を記載することを要しない。

(学位論文の審議)

第17条 当該研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、当該学位論文の合否を議決する。

2 前項の議決をするには、当該研究科委員会構成員の過半数の出席がなければならない。ただし、校務、休職及び6か月以上にわたる長期欠勤中の者は、この定足数に加えない。

3 学位論文の合否の決定は、無記名投票の方法により、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

4 修士の学位論文の合格の決定は、前2項の規定にかかわらず、当該研究科委員会の定める方法によることができる。

(研究科長の報告)

第18条 当該研究科委員会が博士の学位論文の合格を決定したときは、当

該研究科長は、論文とともに論文審査報告書を、遅滞なく、大学院長に提出しなければならない。

(学長への報告)

第19条 大学院長は、前条の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、博士の学位授与決定者について、遅滞なく、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第20条 学長は、次の各号に掲げる学位記を当該各号に掲げる者に交付する。

- (1) 学士の学位記 第2条の2に定める学士の学位授与の要件を満たした者
- (2) 修士の学位記 第3条に定める修士の学位授与の要件を満たした者
- (3) 博士の学位記 第4条に定める博士の学位授与の要件を満たした者
- (4) 専門職学位の学位記 第4条の2に定める専門職学位授与の要件を満たした者

2 本大学において博士の学位を授与したときは、学長は、文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

(審査要旨の公表)

第21条 本大学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

第22条 本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

(論文審査手数料)

第23条 第6条第1項又は第2項の規定により学位論文を提出する場合

の論文審査手数料は、20万円とする。ただし、本学の専任教職員については、その半額とする。

(学位の名称)

第24条 本大学が授与する学位の名称を用いるときは、「(明治大学)」と付記するものとする。

(学位の取消し)

第25条 本大学において学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、修士又は博士の学位については、当該研究科委員会の議決に基づき、大学院委員会の議を経て、専門職学位については、当該教授会の議決をもって、授与した学位を取り消すものとする。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚す行為があったとき。

2 前項の議決については、第17条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位記の再交付)

第26条 学位記は、やむを得ない特別の事由があると認められる場合のほか、再交付しない。

(学位記及び学位請求書の様式)

第27条 学位記の様式は、別記のとおりとし、修士及び博士の学位請求書の様式は、別に定める。

附 則

1 明治大学学位規程は、昭和33年4月1日から施行する。

2 旧学位令による、昭和8年4月1日施行の明治大学学位規程は、昭和37年3月31日まで、その効力を有するものとする。

(通達第11号)

3 この改正は、昭和34年4月1日から施行する。

(通達第17号)(注 学位区分中農・経営研究科を加入、論文審査・取扱関係規定の整備(7条分加入)、論文審査手数料の明記その他)

4 この改正は、昭和44年4月1日から施行する。

(通達第72号)(注 論文審査手数料、学位記再交付手数料の改定、現行に合わない字句の修正)

附 則

この改正は、昭和50年6月1日から施行する。

(通達第209号)(注 論文審査手数料、学位記再交付手数料の改正)

附 則

この改正は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、この改正施行の

際現に学位請求中の者は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(通達第246号)(注 大学院設置基準の施行に伴う全部改正)

附 則

この改正は、昭和54年4月1日から施行する。

(注 学位記の様式の改正)

附 則

この改正は、昭和55年4月1日から施行する。

(注 学位請求書の様式の改正)

附 則

この改正は、昭和56年7月13日から施行する。

(通達第363号)(注 学位の種類に農学博士を加える改正)

附 則

この改正は、昭和60年4月1日から施行する。

(通達第462号)(注 文部省の指導に基づき、本則中に論文審査手数料の額を明示する改正)

附 則 (1990年規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、1990年(平成2年)4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程施行の際現に農学研究科修士課程農学専攻及び農業経済学専攻に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

(通達第649号)(注 大学院農学研究科農学専攻及び農業経済学専攻に博士課程を増設したことに伴う当該条項の改正並びに別表1学位記の様式の改正)

附 則 (1991年規程第8号)

この規程は、1992年(平成4年)4月1日から施行し、改正後の第1条、第2条、第2条の2、第20条第1項、第24条、第27条及び様式第1号から様式第7号までの規定は、1991年(平成3年)7月1日から適用する。

(通達第682号)(注 学校教育法、大学・大学院設置基準及び学位規則等の改正施行により、「学士」の称号が学位として位置付けられたこと等に伴う条文の新設・改正及び字句の整理並びに別表を様式とする改正)

附 則 (1992年規程第17号)

この規程は、1993年(平成5年)4月1日から施行する。

(通達第723号)(注 大学院理工学研究科の設置に伴う本則及び様式の改正)

附 則 (1994年度規程第11号)

(施行期日)

- 1 この規程は、1995年(平成7年)4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に理工学研究科基礎理工学専攻の修士課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

(通達第795号)(注 大学院理工学研究科基礎理工学専攻博士課程の設置に伴う本則の改正及び様式の削除)

附 則 (1998年度規程第24号)

この規程は、1999年(平成11年)4月1日から施行する。

(通達第999号)(注 工学部の廃止及び理工学部学科名称変更に伴う当該条項の改正)

附 則 (1999年度規程第19号)

この規程は、2000年(平成12年)4月1日から施行する。

(通達第1048号)(注 大学院学則の改正(修士学位を授与する要件の変更等)に伴う当該条項の改正)

附 則 (2000年度規程第16号)

この規程は、2001年(平成13年)1月6日から施行する。

(通達1089号)(注 中央省庁の再編に伴い、文部省を文部科学省に改めるための改正)

附 則 (2001年度規程第13号)

この規程は、2002年(平成14年)4月1日から施行する。

(通達1142号)(注 新学科設置に伴う政治経済学部地域行政学科に係る学位の追加及び理工学研究科に学術博士の学位を追加するための改正)

附 則 (2002年度規程第18号)

この規程は、2003年(平成15年)4月1日から施行する。

(通達1200号)(注 工学研究科の廃止、学位論文の合否に係る研究科委員会の成立要件の変更及び様式の変更に伴う改正)

附 則 (2003年度規程第27号)

この規程は、2004年(平成16年)4月1日から施行する。

(通達第1268号)(注 情報コミュニケーション学部並びにガバナンス研究科(修士課程)、グローバル・ビジネス研究科(専門職学位課程)及び法科大学院法務研究科(専門職学位課程)の設置に伴う改正)

附 則 (2004年度規程第18号)

この規程は、2005年(平成17年)4月1日から施行する。

(通達第1338号)(注 会計専門職研究科会計専門職専攻(専門職学位課程)及び文学研究科臨床人間学専攻(修士課程)の設置に伴う改正)

附 則 (2004年度規程第31号)

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。
（通達第1369号）（注 理工学研究科博士前期課程の学位の専攻分野に「学術」を加えるための改正）

附 則（2005年度規程第26号）

この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
（通達第1441号）（注 理工学部工業化学科及び理工学研究科工業化学専攻の名称変更に伴う改正）

附 則（2006年度規程第27号）

（施行期日）

1 この規程は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に理工学部電気電子工学科及び電子通信工学科並びにガバナンス研究科ガバナンス専攻の修士課程に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

（通達第1521号）（注 理工学部電気電子生命学科の設置、電気電子工学科及び電子通信工学科の廃止、文学研究科臨床人間学専攻の修士課程から博士課程への変更並びにガバナンス研究科の専門職学位課程の設置及び修士課程の廃止等に伴う改正）

附 則（2007年度規程第75号）

この規程は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。
（通達第1675号）（注 国際日本学部、理工学研究科新領域創造専攻（修士課程）、情報コミュニケーション研究科（修士課程）及び教養デザイン研究科（修士課程）の設置並びに大学院制度改革の実施による大学院の分類変更に伴う改正）

附 則（2009年度規程第28号）

この規程は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。
（通達第1866号）（注 理工学研究科新領域創造専攻並びに情報コミュニケーション研究科及び教養デザイン研究科の博士課程の設置に伴う改正）

附 則（2010年度規程第5号）

この規程は、2010年（平成22年）5月26日から施行し、改正後の規定は、同年4月1日から適用する。

（通達第1910号）（注 研究科委員長の名称変更に伴う改正）

附 則（2010年度規程第31号）

この規程は、2011年（平成23年）2月3日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

（通達第1961号）（注 文学研究科文芸メディア専攻修士課程及び先端数理科学研究科博士課程の設置並びに修士、博士及び専門職学位に係る学位記の様式変更に伴う改正）

附 則（２０１１年度規程第１５号）

この規程は、２０１２年（平成２４年）４月１日から施行する。
（通達第２０４５号）（注 国際日本学研究科（修士課程）の設置に伴う改正）

附 則（２０１２年度規程第４５号）

この規程は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。
（通達第２１５６号）（注 総合数理学部の設置に伴う改正）

附 則（２０１３年度規程第３号）

この規程は、２０１３年（平成２５年）７月１８日から施行する。
（通達第２１９２号）（注 博士論文等の公表方法を変更する学位規則の一部を改正する省令の施行に伴う改正）

附 則（２０１３年度規程第１６号）

この規程は、２０１４年（平成２６年）４月１日から施行する。
（通達第２２２３号）（注 国際日本学研究科国際日本学専攻の修士課程から博士課程への変更，グローバル・ガバナンス研究科グローバル・ガバナンス専攻博士後期課程の設置，学位請求書の様式の変更等に伴う改正）

附 則（２０１６年度規程第１９号）

（施行期日）

- 1 この規程は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に理工学研究科建築学専攻，基礎理工学専攻及び新領域創造専攻に在学する学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。

（通達第２４３２号）（注 理工学研究科の建築学専攻，基礎理工学専攻及び新領域創造専攻を廃止し，建築・都市学専攻，情報科学専攻，数学専攻及び物理学専攻を設置すること並びに先端数理科学研究科に先端メディアサイエンス専攻及びネットワークデザイン専攻を設置することに伴う改正）

附 則（２０１７年度規程第３６号）

この規程は、２０１８年（平成３０年）４月１日から施行する。
（通達第２５３８号）（注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正）

附 則（２０１９年度規程第３１号）

（施行期日）

- 1 この規程は、２０２１年４月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程の施行の際、現に先端数理科学研究科現象数理学専攻に在学す

る学生については、当該学生が在学する間、なお従前の例による。
(通達第2695号) (注 先端数理科学研究科の学位に統計科学を加えることに伴う改正)

附 則 (2020年度規程第20号)

この規程は、2021年4月1日から施行する。
(通達第2748号) (注 学位請求書の様式を別に定めることに伴う改正)

様式第1号

第20条第1項第1号により交付する学位記

| | | | | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|--|--------------------------------------|----------------------------|-------------|
| ○ ○ 学 部 長 氏 名 印 | 明 治 大 学 長 氏 名 印 | 年 月 日 | 右は本学○○学部○○学科の課程を修め本学を卒業した たので学士(専攻分野)の学位を授与する | 明 治 大 学 印 之 章 印 | 氏 名 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|--|--------------------------------------|----------------------------|-------------|

様式第2号

第20条第1項第2号により交付する学位記

| | | | | | | |
|---|--------------------------------------|-------------|---|--------------------------------------|----------------------------|-------------|
| 第 号 ○ ○ 研 究 科 長 氏 名 印 | 明 治 大 学 長 氏 名 印 | 年 月 日 | 右は本大学大学院○○研究科○○専攻の博士前期課程 を修了したので修士(専攻分野)の学位を授与する | 明 治 大 学 印 之 章 印 | 氏 名 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|---|--------------------------------------|-------------|---|--------------------------------------|----------------------------|-------------|

様式第3号

第20条第1項第2号により交付する学位記

| | | | | | | |
|--------|---|--------------------------------------|-------------|---|--|-------------|
| 第 号 | ○ ○ 研 究 科 長 氏 名 印 | 明 治 大 学 長 氏 名 印 | 年 月 日 | 右は本大学大学院○○研究科○○専攻の修士課程を修了したので修士（専攻分野）の学位を授与する | 明 治 大 学 印 大 学 治 学 印 | 学 位 記 |
| | | | | | 氏 名 | |
| | | | | | 年 月 日 生 | |

様式第4号

第20条第1項第3号により交付する学位記

| | | | | | | |
|--------|---------------------------------|--------------------------------------|-------------|---|--|-------------|
| 第 号 | 大 学 院 長 氏 名 印 | 明 治 大 学 長 氏 名 印 | 年 月 日 | 右は本大学大学院○○研究科○○専攻の博士課程を修了したので博士（専攻分野）の学位を授与する | 明 治 大 学 印 大 学 治 学 印 | 学 位 記 |
| | | | | | 氏 名 | |
| | | | | | 年 月 日 生 | |

様式第5号

第20条第1項第3号により交付する学位記

| | | | | | | |
|-------------|------------------|-----------------------|-------------|--|---------------------------------|------------------|
| 第 号 | 大 学 院 長 | 明 治 大 学 長 | 年 月 日 | 右は本大学に論文（題名）を提出して学位を請求し 本大学大学院○○学研究所委員会の審査に合格し たので博士（専門分野）の学位を授与する | 明 治 大 学 の 章 印 | 学 位 記 |
| 氏 名 印 | 氏 名 印 | 氏 名 印 | | | 氏 名 | 年 月 日 生 |

様式第6号

第20条第1項第4号により交付する学位記

| | | | | | | |
|-------------|----------------------------|-----------------------|-------------|--|---------------------------------|------------------|
| 第 号 | ○ ○ 研 究 科 長 | 明 治 大 学 長 | 年 月 日 | 右は本大学専門職大学院○○研究科○○専攻の専門職 学位課程を修了したので○○修士（専門職）の学位を 授与する | 明 治 大 学 の 章 印 | 学 位 記 |
| 氏 名 印 | 氏 名 印 | 氏 名 印 | | | 氏 名 | 年 月 日 生 |

様式第7号

第20条第1項第4号により交付する学位記（法務研究科）

| | | | | | | | | |
|--------|---|--------------------------------------|-------------|--|---------------------------------|--------|------------------|-------------|
| 第 号 | 法 務 研 究 科 長 氏 名 印 | 明 治 大 学 長 氏 名 印 | 年 月 日 | 右は本大学専門職大学院法務研究科法務専攻の 専門職学位課程を修了したので法務博士（専門 職）の学位を授与する | 明 治 大 学 之 章 印 | 氏 名 | 年 月 日 生 | 学 位 記 |
|--------|---|--------------------------------------|-------------|--|---------------------------------|--------|------------------|-------------|